

## 「競馬外れ馬券事件」の税務問題 要約版

### 1. 事案の概要

競馬外れ馬券事件とは、大阪の会社員が2007年～2009年の3年間に馬券で得た所得を申告せず、所得税法違反（単純無申告）の罪で刑事裁判にかけられたものです。この男性が3年間で得た利益は約1億4000万円でしたが、それに対する課税額は約5億7000万円という異常な金額でした。課税額がこのように大きくなったのは、3年間にインターネットで28億7000万円の馬券を購入し、30億1000万円の払い戻しを受けましたが、課税対象がこの差額の利益に対するものではなく、払戻しの総額から的中した馬券の購入額しか控除されない計算だったからです。

この男性は、刑事裁判において、競馬で得た所得を申告しなかった点は認めましたが、課税額について外れ馬券の購入額も控除されるべきと主張しました。この結果、地裁、高裁、最高裁のすべてにおいて、男性の主張どおり外れ馬券を経費として認める判決が下され、課税額が大幅に縮減される結果となったのです。

### 2. 論点

この裁判の、真の争点は「外れ馬券の購入代金を所得金額計算において控除できるか」という点だったのですが、この結論を導くために、①所得区分（一時所得か雑所得か）が検討され、②外れ馬券の購入代金について経費控除ができるかが問題とされ、さらに、③税法解釈の方法に関し通達の持つ拘束力についても言及されました。

### 3. おわりに

この事件を取り上げたのは、マスコミによって大きく取り上げられ世間の注目を集めたということもありますが、それ以上に税法判例においてポイントとなる視点が数多く散りばめられた興味深い事案だからです。つまり、複数の税法条文をひとつひとつ積み上げていって結論を導く典型的な税務訴訟で、法的なロジックとして学ぶべき点が多いと思われるからです。難しいことはさておき、ご一読いただき税務訴訟に少しでも興味を持って頂ければ望外の幸せです。